

公益社団法人 アクト・ビヨンド・トラスト

賛助会員規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、公益社団法人アクト・ビヨンド・トラスト（以下「この法人」という）の賛助会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この法人における賛助会員とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における社員とは異なり、社員総会での議決権を持たない。具体的な種別は以下に定める。

- (1) **acty 会員** オンライン・コミュニティ **acty** のメンバーを指す。
- (2) **acty ユース会員** オンライン・コミュニティ **acty** のメンバーのうち、運営補助を担う者を指す。

第2章 acty 会員

(入会基準及び手続)

第2条 この法人の **acty 会員** として入会しようとする個人は、Web サイトで公開している登録ページにて、別表に定める必要事項を明記の上、年間会費を納入する必要がある。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取り扱い)

第3条 **acty 会員** は、この法人の管理する会員名簿及び会員用メーリングリストに登録する。

2 前項の登録ページに記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、事務局が別に定める変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(入会金及び会費)

第4条 入会金は設けない。年間会費は年額 6,000 円とし、納入日から1年間会員資格を有するものとする。

2 **acty 会員** のうち、25 歳以下または学生であり、会費減免の申請を行い、理事会の許可があった場合には、運営補助を担う **acty ユース会員** とし、年間会費を 3,000 円とする。

(退会事由及び手続)

第5条 賛助会員は、事務局への意思表示によって任意に退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

2 賛助会員資格を有する1年間のうちに翌期分の年間会費が支払われない場合、賛助会員資格は更新されず、失効する。

(除名)

第6条 賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときには、理事会の決議によって当該賛助会員を除名することができる。

- (1) この規定その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(再入会)

第7条 第5条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める入会手続きを求めることとする。また、除名により会員資格を喪失した者は、再入会を認めないこととする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、2025年6月1日より施行する。

(別表)

acty 会員入会に際する必要事項

- (1) 入会に際しての誓約
- (2) 氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話・メールアドレス
- (3) 勤務先名称、所属部署・役職名、住所、電話・メールアドレス
- (4) 個人情報公開についての同意・不同意の確認